

## 英語コーパス学会会則

- 第1条 本会は「英語コーパス学会」(Japan Association for English Corpus Studies, 略称 JAECS)と称する。
- 第2条 本会はコーパスを用いた英語およびその関連領域の研究を促進することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 大会の開催（年1回）
  2. 会誌・会報の発行
  3. その他本会の趣旨に沿う事業
- 第4条 本会の会員は一般会員，学生会員，団体会員，賛助会員，および名誉会員よりなる。
1. 一般会員は本会の趣旨に賛同する個人とする。
  2. 学生会員は本会の趣旨に賛同する個人のうち，大学または大学院に籍を置く学生とする。
  3. 団体会員は本会の趣旨に賛同する大学，研究所，図書館その他の研究・教育団体とする。
  4. 賛助会員は本会の趣旨に賛同する企業等とする。
  5. 名誉会員は本会の活動に特別に寄与したものとする。
- 第5条 本会の会員は所定の会費を納めるものとする。会費の額については別にこれを定める。
- 第6条 本会に次の役員をおく。
1. 会長 1名
  2. 副会長 1名
  3. 事務局長 1名
  4. 理事 若干名
  5. 監事 1名
  6. 会計 1名
  7. 顧問 若干名
- 第7条 会長は，理事の互選によって選出する。会長の任期は2年とし，引き続き2期までの再任を妨げない。
- 2 会長は本会を代表し，会務を統括する。会長は総会・理事会を招集し，これを主宰する。
- 第8条 副会長は，理事会の承認を受け会長が委嘱する。副会長の任期は2年とし，引き続き2期までの再任を妨げない。

- 2 副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。
- 第9条 事務局長は、理事会の承認を受け会長が委嘱する。事務局長の任期は2年とし、引き続き2期までの再任を妨げない。
- 2 事務局長は本会の運営に関わる諸事務を担当する。
- 3 事務局長は会務を円滑に遂行するため、理事会の承認を受け事務局補佐を置くことができる。
- 第10条 理事の委嘱は、理事会の承認を受け会長が行う。理事の任期は2年とし、引き続き再任を妨げない。
- 2 理事は理事会を組織し、本会の運営に関わる重要事項を審議する。
- 第11条 監事は、理事会の承認を受け会長が委嘱する。監事の任期は2年とし、引き続き2期までの再任を妨げない。
- 2 監事は本会の財産および会計の状況を監査する。
- 第12条 会計は、理事会の承認を受け会長が委嘱する。会計の任期は2年とし、引き続き2期までの再任を妨げない。
- 2 会計は本会の会計全般を担当する。
- 第13条 本会に顧問をおくことができる。顧問は役員を退任したもので、本会の発展に特に功績のあったものとする。
- 第14条 本会は毎年1回総会を開く。総会は会則の改定、予算・決算その他重要事項を審議する。
- 第15条 本会に次の委員会を置く。各委員会の規程は別に定める。
1. 編集委員会
  2. 学会賞選考委員会
  3. 大会企画委員会
- 第16条 本会に東支部を設ける。東支部の運営については別にこれを定める。
- 第17条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 付則 この会則は2000年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は2009年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は2010年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は2011年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は2014年4月1日から施行する。

付則 この会則は 2015 年 4 月 1 日から施行する。

細則（第 5 条） 本会の会費は次の通りとする。

1. 一般会員 年額 6,000 円（在外会員は年額 12,000 円）
2. 学生会員 年額 3,000 円（在外会員は年額 10,000 円）
3. 団体会員 年額 5,000 円
4. 賛助会員 年額 15,000 円
5. 理事 年額 10,000 円
6. 名誉会員ならびに顧問からは会費を徴収しない。
7. 会費は年度始めに納入するものとする。また、原則として 2 年間にわたって会費納入がない場合は会員の資格を失う。